

H19年9月議会 一般質問

| 発言の種類 | 質疑 一般質問 関連質問 討論 その他 |
|-------------------------|---|
| 件名 | 1. 現業業務の民間委託について 2. 事務の見直しについて 3. 介護保険給付費の適正化について |
| 発言の要旨 (討論の場合は賛成反対の別) | 1. 現業業務の民間委託について 1) 全職場一括委託方式の見直しについて 2. 事務の見直しについて 1) 事務の総点検について 2) 県の権限委譲について ① 浄化槽管理について 3. 介護保険給付費の適正化について 1) コムスン問題について 2) 再発防止策について 3) |

○（森議員）（登壇） おはようございます。会派未来の森雅幹です。私は現業業務の民間委託について、事務の見直し、とりわけ権限委譲について、3点目として介護保険給付費の適正化について、以上3点について質問をし、率直かつわかりやすい答弁を求めるものであります。

まず、現業業務の民間委託についてであります。この問題については、きのうの本会議でも谷本議員の質問にもありましたが、重なる部分もありますが、改めてこの問題について伺います。現業業務の民間委託については、平成20年度から一斉に行うこととされ、既に幾つかの業務について募集が行われているところであります。現在の計画では一度に職種転換を行い、現行の業務は民間委託するということになっております。したがって当面職員は過剰状態になりながらも委託業務経費がかかり、過大な支出増が見込まれるところであります。この過大な支出増は何年、また総額幾らかかるのか伺います。

次に、事務の見直しについてであります。地方分権の推進が大きな課題となっている中で、自治体の事務についてはこれまでの慣例・慣習によるもの及び法令によるものも含め総点検が必要と考えております。その上には2つの視点から行う必要があると考えております。1つは行政改革の観点から、これまでどおり行っている事務について、いま一度その必要性、効果、達成度などから再点検の必要があります。これまで事務事業評価を内部評価として行ってまいりましたが、新たに外部評価の時期、また政策・施策評価の実施は具体的にどのように行うのか伺います。私は見直さなければならない1つの事例として国際交流事業があると考えております。この事業は、バブル時期より国際交流員を2名配置し行っているところあります。現在予算がひっ迫する中で、この事業については大幅に見直す必要があると考えますが、見直す考えはないか伺います。またこれ以外の他の事務について見直す予定はないか伺います。2つ目の視点は、これは県だ、これは国だ、これは市の事務ではないなど縄張り行政を廃し、真に市民生活の向上を第一義に考えなければならないと考えるところあります。自治体によっては積極的に県に対し権限委譲の申し入れを行う一方、国への特区申請を行い、自治体事務を市民のより身近なものとするよう努力している自治体があるやに聞いております。この権限委譲に対する市長の考え方を求めます。また県との権限委譲の協議など現状はどうなっているか伺います。この権限委譲についての1つの事例として、今回私は浄化槽の管理についてということをご提案をしたいと考えております。合併処理の浄化槽の設置については、本市においては設置に対して補助金を交付しておりますが、浄化槽設置並びにその管理については浄化槽法によることとなっておりますが、県の事務とされ総合事務所で処理をされております。本市において単独浄化槽、合併処理浄化槽合わせて平成17年現在で約1万3,000基が存在するとされております。しかし県の事務

のため、法律で設置者の届け出義務があるものの、公共下水、集落排水などへの接続あるいは廃止、転居の届け出が十分とは言えず、その1万3,000基という基数さえ正確なものとはなっていない状況となっております。県の把握では、法定検査が行われているものが1万3,000基の約50%、保守点検が行われているものが同じく67%、清掃が行われているものが42%となっております。これは地域の水環境対策のための浄化槽が十分機能しているという状況とは考えにくい状況であります。この浄化槽管理の状況が環境に与えている負荷はどの程度だと考えるのか伺います。また住基台帳あるいは水道等の情報を持っている市が権限委譲を受けべきだと考えますが、市長の見解を求めます。

3番目の質問ですが、介護保険給付費の適正化についてであります。昨年9月議会で、私は介護給付費の不正請求問題について質問をしたところでありますが、改めてこの問題について質問いたします。コムスの問題は全国的な問題になり、この6月にはコムスが事業を撤退し事業譲渡をします。先ごろにはその事業譲渡先も発表されたところでありますが、皆さんの御承知のとおりだと思います。このコムスの問題は、架空のヘルパー職員が在籍しているとして事業所認定を受けたり、あるいは常駐していなければならない管理者やサービス提供責任者がいないときがあったり、介護保険対象外のサービスについて介護報酬を請求していたなどというものであります。これを受け、国は指定の取り消しを勧告するなど強い処分をしたところであります。あわせて国は事業者の勤務実態に関する監査を実施するよう県に通知を出しました。そこで伺います。米子市においてコムスはどのような事業を行ってきたのか、監査は行われたのか、不正請求はなかったのか、また事業譲渡の見通しを尋ねます。また他の事業者の監査は行ったのか、事業対象者、方法、結果を伺います。

壇上での質問は以上ですが、答弁を受けた後、再質問いたします。

○（吉岡議長） 野坂市長。

○（野坂市長）（登壇） 森議員の御質問にお答え申し上げます。

まず現業業務の民間委託についてでございますが、委託業務経費が定員適正化による人件費削減額を上回るのは、平成20年度と21年度の2年間でございます。その額は平成20年度が1億2,200万円、平成21年度が5,400万円ですので、総額としては1億7,600万円になると見込んでおります。今回一度に委託を行う理由でございますが、定員適正化を伴う民間委託の実施に当たりましては一時的に経費増となりますが、平成22年度からは人員削減の効果が発生してきてまいりまして、平成29年度においては年間ベースで約11億4,000万円の効果が見込まれます。また退職者に応じた段階的な民間委託は実効性に乏しく、また長期間かかりますし、さらに労務管理上も困難でございます。したがって民間委託のできる限り早い削減効果を生み出すためには、当初の計画どお

り実施したいと考えておりますので御理解を賜りたいと存じます。

次に、外部評価についてでございますが、米子市行財政改革大綱実施計画に掲げておりますように、平成20年度に事務事業評価あるいは政策・施策評価といった行政評価制度における評価過程などに外部評価委員会や住民満足度調査など市民の御意見を反映させる仕組みを、先進事例の調査、研究を踏まえて検討することとしております。政策・施策評価は数値目標達成度の測定や住民満足度の調査を取り入れた事後評価の手法を用いて総合計画の進行管理を行い、その結果を次期総合計画に反映させていくとするものでございまして、今年度試行的に実施し、その検証を行うこととしております。このため庁内に設置しております米子市行政評価システム研究会において、細部について検討しているところでございます。

次に、国際交流事業についてでございますが、本市では現在韓国と中国の国際交流員を1人ずつ雇用しております。国際交流員は環日本海時代への対応を初め、中国・韓国の友好姉妹都市との連絡調整、民間交流に対する支援、各種文書の翻訳、市民を対象とした語学講座、国際理解講座などに活用しておりまして、特に来日直前までその国に住んでいた韓国や中国の交流員との触れ合いの場を提供し、その国の生の文化や生活習慣などを伝えることは地域国際化を進める上で非常に大切なことであると考えておりますし、市民の皆さんにも大変喜んでいただいているところでございます。したがって現在のところ国際交流員の配置を見直すことは考えておりませんが、またその他の事務事業につきましても、これまでの事務事業評価の中で廃止、休止、効率化、改善など数多くの継続事務事業の見直しを行いますとともに、新規事業につきましても必要性、緊急性などを検討し、不急な事業については実施を見合わせるなど事務改善に努めてきたところでございます。今年度も課題が生じていると考えられる事務事業を中心に妥当性、必要性、効率性、目標達成度などの視点から現在評価を実施しているところでございます。

次に、権限委譲についてでございますが、権限委譲は県と市の基本的な役割分担がある中で、地方自治法に基づき県があらかじめ市に協議され、条例を制定することにより特例的に行われるものでございまして、真に住民に身近な事務で市が行った方が効率性の高いものなどであれば積極的に権限委譲を検討していかなければならないと考えております。

次に、県との権限委譲の協議などの現状でございますが、県は地方分権の議論が高まってきた平成9年度ごろから権限委譲の働きかけを一層推進され、これまで随時権限委譲の協議を受けてまいりました。その結果、この10年間で69項目に及ぶ事務の権限委譲を受けているところでございますが、本年11月30日からは2つの都市計画法関係の事務も追加して受ける予定でございます。

次に、浄化槽管理についてでございますが、浄化槽の法定検査等の実施

率は非常に低い結果となっておりますが、そのことが環境に与える負荷との因果関係は定かではなく、推測することは難しいと考えております。またこの事務につきましては、法定検査の実施率が低いことや台帳整備が不完全であることなどから、現段階では委譲を受けてはおりません。まずはこれらの問題整理について県に要請し、その後の整理の状況を見きわめた上で権限の委譲について検討したいと考えております。

次に、本市におけるコムスの事業についてでございますが、平成16年7月から訪問介護サービスの事業を行っている事業所が市内に1カ所ございます。この事業所に対して本年6月15日、本市も同行いたしました。県が監査を行われました結果、サービス提供責任者が2名必要であるにもかかわらず基準どおりの配置が確認できなかった期間が認められたため、文書による行政指導が行われるものと考えております。また事業譲渡の見通しにつきましては、国の情報によりますと県内の在宅事業は一括して本市に本社がありますハピネライフケアに譲渡される見込みでございます。また他の事業者に対する監査につきましては、県が6月15日から6月22日の間に本市も同行いたしました。市内5カ所の訪問介護サービス事業所に直接立ち入り、人員配置、資格確認、勤務状況などが監査されたところでございます。その結果は、後日県から公表されることになっております。

○（吉岡議長） 森議員。

○（森議員） それでは再質問していきたいと思いますが、議会の場で実りある議論をしたいと考えておりますので、ぜひ市長、答弁書にある言葉だけではなくて市長の考えておられるところをぜひ御答弁願いたいと思いますということを最初に申し上げて、まず民間委託の問題です。

私もこの聞き取りを受けて十分に意を尽くして説明をしたところだと思っておりましたが、聞いた内容と答弁の内容がどうも合っておりません。私が聞いたつもりでおったのは、いわゆる私はこの民間委託ということについては意見を異にするところがありますが、要するに調理業務あるいは清掃業務を基本的には市が行わない、全部委託にするんだという決定を行ったと、こういうことによって職員を引き上げると、引き上げるという言葉がいいのかどうかわかりませんが、職員を配置がえをする。職員は基本的には首を切ることができないのでそれは別の仕事に置きかえると。また例えば調理業務にしろ清掃業務にしろ、その業務はなくすることができないのでそれは委託をすると、こういうことだと思っておりますが、そのことによって結果的にどれだけ費用がかさんでいくのかという話を聞いたつもりでございました。ですが先ほどのお答えは、委託業務に係る経費とそれとあと職員が人数が減っていく、その差額が幾らかというようなそういった答弁でした。私が知りたかったのは、要するにこの現業業務の職員がその分、結局減らすという計画なんですよ、今回の民間委託というのは。要する

に職種を全部事務職に変えて、その部分でどんどん全体としては職員数を減らしていく、要するにそういった計画なわけです。とすると要するにその人数分だけ、129人でしたか、その人数分だけ職員数が減らないと余計に支出をしていく金額というのがあるわけです。意味はわかっていますか、市長。要するに職員の定数を減らしていく上で、その人数分が減っていくのはいつまでかかって、それには結局幾らかかるのかと、こういうことが聞きたかったんですが、答えれば教えてください。

○（吉岡議長） 亀井総務部長。

○（亀井総務部長） 現在の職員の適正化計画におきましては、これまでも御説明させて頂いておりますように5年間で57人、10年間のスパンでいきますと141人ということで御説明してきましたけども、昨日の中でもございましたように当初推計した人数よりも実際に職転する職員が多くなりますので、その人数につきましては若干上方修正ということで適正化計画の方も見直す必要があるというふうに考えております。

○（吉岡議長） 森議員。

○（森議員） 先ほどの5年で57人、10年で141人ということで、私の方ではこれが自然退職ということで考えていくと最低7年、129人が吸収されていくのに7年かかる、そういうふうに私の方では思っています。そこんところに早期退職等があれば若干それは早くなっていくということもあると思うんですけども、私は谷本議員とのきのうの議論の中では、基本的にどれぐらいお金がかかるのかということの財源問題ということで議論がなされました。私もその財源問題のところをやり、その後はちょっと違う視点で話をしたいんですが、それで先ほどの結局単純に、余剰という言葉は私は嫌なんですけれども、市長が現業業務をもう市では直営ではやらないという決断をして、それで一遍に職員を職種転換するのか、それとも全体の職員数が減っていく中でその減った分だけ職場ごとあるいはグループごとに委託をしていくのかというやり方の問題だというふうに考えています。その意味では貴重な財源をそのやり方を変えることによって使う必要があるのかなのかと、こういうことになるんだと思うんです。きのうの議論の中にあっただように、当初は5億円ほどの余計な費用がかかるとこういうことになります。だんだんだんだんこれが減っていくと思ってるんですけども、現在その5億円の財源については新たな行革をやったりとか、きのうも5つほど項目を挙げられました。しかしながら、もともと市がやらなければならないのに手がついてないものがいっぱいあるんです。例えば前回の議会の中で議論になりました学校施設の耐震問題、0.3以下の耐震強度しかない施設がいっぱいあるんですね。なおかつもう古いということで、多分0.3以下だろうという施設が耐震調査もされていない施設があって、現在もそこで授業がなされ、子どもたちがそこにいる。そういった事業がお金がないということですずっと先延ばしにされ

ていると。またそれがいつ実施されるのかも計画も立っていない。こういう中であって、やり方を変えさえすればその財源が生まれるのではないかというふうに考えられるときに、どっちを優先するのかという政策選択の問題だと思うんです。そこで市長にもう一度お伺いしたいんですが、現在今やろうとしている一遍に職種転換をしていくということはだれも喜ばない、その5億円がだれの得にもならないお金になっているんです。そのお金を先ほども言いました、例えば子どもたちのそういった学校施設の改善に使えるんだったら、なおかついいことではないかというふうに思うんですが、その政策選択は市長にはありませんか伺います。

○（吉岡議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 先ほど申し上げましたように20年度、21年度については確かに定員適正化計画の方が民間委託の事業に追いつきませんので、先ほど言いましたように20年度、21年度については1億7,000万、合計で1億7,000万と申し上げましたが、余計経費がかかるわけでございますけれども、昨日も御質問がありました5億というのは民間委託に伴う経費でございますが、もちろんその民間委託に伴う経費はあるんですけれども、と同時に今度の民間委託に伴って定員適正化で人員も削減していくわけでございますので、その効果の方もあるわけございまして、2年間で見れば1億7,000万ちょっとの、いう経費が余計かかるということでございます。ただもう22年度からはその効果は如実に出てまいりますし、先ほど申し上げましたように29年度においてはもう約11億ということのでかなりの効果が見込まれるわけでございます。やはり財政健全化を進めていく上に当たって、退職者を不補充という形だけでやってまいりますと相当な期間がかかるわけで、特にいわゆる技能労務職員の方には割と年齢の若い方もおられますので相当な期間がかかるわけでございますし、また労務管理の上からもなかなか難しい問題があるわけでございます。そういう意味で一時的には確かに経費が増ということになりますけれども、それにつきましては後年度において相当の効果が、もう二、三年もすれば出てくるということで補って余りあるものがあるんじゃないかと思っております。ただ人員がふえるということに関しましては、徴収業務ですとか残業の多い部署ですとか、不法投棄対策ですとか、そういう今日的な課題を抱えたところに重点的に配備をして、さらに行政サービスをこの人員が多い期間において充実を図っていきたいというふうに思っているところでございます。

○（吉岡議長） 森議員。

○（森議員） 先ほども市長は、その上回る期間が20年度と21年度だけだというふうにおっしゃるんですけど、そうじゃなくて職員が結局129人の職員、全体で141人減らしていくわけですけども、その期間が結局は委託をしながら一方で減らすところとバランスを欠いている、この

ときがたった2年間ではなくて私は7年間かかると思ってるんですよ。7年間はそのバランスがうまくいってない。その間はずっと支出が多い状態。その部分が、私も計算できてないんですけども相当な金額に上る。初年度は5億円かかる。こういったところでどこにお金を使っていくのか。きのうもその5億円の財源を貯金があったらそれで使ってもいいというお話でした。私はそれも反対です。結局その5億円が何にもならないと思っています。やり方を変えるだけでその5億円は出てきて、なおかつそれが生きたお金になっていく。子どもたちの0.3以下の耐震強度の施設というのは、耐震偽装のマンションで強制退去になったマンションはこの0.3以下のマンションなんですよ。マンションは強制退去になるけど、学校施設はそこで子どもたちが今も勉強してるんですね。それを市長はそのままにしている。こういうことをやりながらそんなことはできるのかという問題なんですよ。それをもう1回考えていただきたい。また保育園の給食調理については、市民との説明会の中で小学校給食を先にやって、その翌年から保育園の給食は委託にすることを約束していながら、それを今度はほごにするそういうやり方。それからまた学校給食の民間委託については、労働者派遣法の問題もあって全国では幾つかの訴訟が起きています。労働者派遣法に照らしておかしいんじゃないかということです。こういった問題もある中で、これを一遍にやっていくということについては非常に私は問題があると考えています。また当初予定していたよりも職員が希望が多かったと、こういった話なんですけれども、その背景にはそのまま現業業務に君たちが残れば給料は2割カットするんですよとこういっておどしをかけて募集をして、結果として予想よりも人数が多くなりました、こういった話なんですね。これは本当に私はおかしい話だと思っておりますので、もう一度このことを見直していただきたい。やり方を変えるだけで生きた金になっていくと思うんです。もう一度市長の答弁を求めます。

○（吉岡議長） 野坂市長。

○（野坂市長） ちょっと誤解があるようでございますけれども、民間委託費として確かに5億円相当のお金がかかるわけでございますけれども、民間委託と定員適正化計画を兼ね合わせることによって全体の職員の数を減らすことができる、いわゆる退職者の不補充を一般職の職員が技能労務職員から転換してふえることによって不補充をすることができるということで、定員適正化計画、すなわち人員の削減の効果があるわけでございます。その効果を差し引きますと平成20年度においては1億2,000万、それから21年度については5,000万の余計経費がかかる。ただもう22年度からは約8,000万、また23年度については2億8,000万とかそういう人員削減に伴う効果が、民間委託の経費を上回る効果があるということでございます。この人件費の問題というのは、今後の米子市の財政を健全化していく上において非常に大きな課題でございます。

して、非常に思い切った措置かもしれませんが、この米子市の財政基盤を確立するためにはこの方法が最善の方法であるというふうに確信いたしました。確かに一時的には経費が増ということはございます。その部分につきましては、もちろん職員については先ほど申し上げましたような今日的課題に対応するところの職場に重点的に配置するというようなことも行いまして、財政基盤を早期に確立していきたいというふうに思っているわけでございますので、御理解を賜りたいと思っております。

○（吉岡議長） 森議員。

○（森議員） どうも市長はわかっただけませんか。やり方の問題なんです。要するに現業職と非現業職と一緒に人数を減らしていくというのはそれはそれで理解していますよ、私も。それが市長、私が言っているのは、現業職が退職した人の分だけ委託していくとそういう話ではないんです。全体の職員数に応じて減った分だけ委託していく、そういったことをやればもっと財源が浮くんじゃないかとかこういうことを言っているわけですよ。そのことをちょっともう時間がないので、それを今後検討していただきたいということを申し上げて、次に参ります。

職員配置計画なんですけれども、これを私は認めるわけではないんですが、どういった配置計画を考えているのか、また職員の研修計画をどのようにするようにしているのか、ちょっとそのあたりを伺います。

○（吉岡議長） 亀井総務部長。

○（亀井総務部長） 職種転換の職員の配置につきましては、先ほども市長も多少触れましたけれども、現在所管の方で検討しておりますが、財政の健全化に資するという事で市税を初めといたしまして国民健康保険料あるいは下水道使用料、介護保険料、それから保育料、市営住宅使用料などの徴収率向上のための配置、あるいは時間外勤務の多い職場への配置、さらには臨時・非常勤職員で対応している業務への配置などのほか、先ほども市長が申し上げましたような今日的な課題に対応するための配置について現在検討しているところでございます。それから職種転換職員の研修についてでございますが、これにつきましては職種転換をする前年の8月にパソコン研修を行っております。それから1月にはメンタルヘルス研修を行って、配属後の4月には文書事務、それから情報公開と個人情報保護の事務、それから待遇などの一般研修を実施しております。また配属になります所属長に対しましては、配属前に留意事項の伝達なり各職場での業務に係る職場研修計画の策定を依頼しまして、配属後の業務を円滑に行うことができるよう配慮をしてきたところでございます。配属に当たっては、職員課におきまして事前に3度の個別面接を行いまして、本人の不安の解消に努めるとともに配属後も状況確認のため個別の面接を実施しているところでございます。

○（吉岡議長） 森議員。

○（森議員） 今、職員配置計画の話があったんですが、どこにどれだけというようなこういったことははっきりしないんですね。市税で、あるいは下水道で料金集めるところ、こういうようなことでしかないわけです。だから結局、その過剰な人員をとりあえず配分するんだみたいなこういう形になってるんですね。こういうことではやっぱり納得できないと思うんです。先ほども言いましたが、学校施設で本当に責任を持てるのかと。こういう状況の中でも、その金があればそれが直るのではないか、そういうふうに考えるときにこれは納得できない、こういうことです。それから職員の研修計画なんですが、事前にぜひやっていただきたいということをこれはお願いをしたいと思います。それからまた4月に文書とか個人情報、そういったことをやられるということなんですが、あとは職場研修頼みましたよと、こういうことでは私はだめだと思うんで、ぜひきめの細かい何度も何どもにわたるそういった研修を行っていただきたい。それからまた、結局新しいところでの生活ですので、書いてあるものではなくて役所の風習だとか慣習だとか、そういったいわゆる書いてないもの、そういったものをきめ細かく研修をぜひお願いをしたいです。ちょっともう一度総務部長にそのあたりのことをお願いします。

○（吉岡議長） 亀井総務部長。

○（亀井総務部長） 職種転換職員の特に配属後の研修につきましては、配属時にもやっておりますけども、またその後、状況等を把握しながら検討したいと思っておりますし、研修の内容につきましても実は私が業務全般の概要を何時間か受け持たせてもらった経緯もございますけども、そういった先ほど言われました今まで未知の部分もございますので、十分その辺も配慮してまいりたいと思います。

○（吉岡議長） 森議員。

○（森議員） それではこの現業業務の民間委託については、ぜひこのやり方を考え直していただきたいということを申し上げて、次に移ります。

外部評価の問題については、先進事例を研究したいということなんですね。結局いつから外部評価を入れるんですか、ちょっとこのあたりをはっきりとしていただきたいです。

○（吉岡議長） 植田企画部長。

○（植田企画部長） 外部評価の導入の時期ということでございますが、今検討しておりますのはその外部評価にもいろいろございまして、市の評価を単にホームページに載せて市民の皆さんの意見を聞く方法から、あるいは岩手県ですか、ああいうところでやっておりますように専門の機関に頼むとかいろんな方法がございます。もう少し勉強をさせていただきたいと思っておりますので、その中で時期も決めていきたいと考えております。

○（吉岡議長） 森議員。

○（森議員） 私はやっぱりこの外部評価というのをいわゆる外部委員、

市民が入ってやっていくということが、委員会組織をつくって手を挙げた人はだれでも入れるみたいな形でもいいと思うんです。ぜひ開かれたものにしていただいて早くやっていただきたい。それからまた政策・施策評価ですけれども、今年度試行されるということでした。これも今の答弁では行政システム研究会ということで、これ内部の機関だと思いますが、内部でしかないと思うんです。やっぱりこれは特に政策・施策評価などについては、外部の市民の批判にさらされなければこれは全く意味がないと思いますので、このことについての考え方をちょっともう1回お願いします。

○（吉岡議長） 植田企画部長。

○（植田企画部長） 政策・施策評価につきましては、これは平成19年度からもう既に一部、試行ですけども実施することにしております。これも将来的には、先ほど申しましたように外部評価の対象にするべく勉強していきたいと考えております。

○（吉岡議長） 森議員。

○（森議員） 次に、ちょっと国際交流の問題なんですけれども、国際交流で市長は非常に市民にも喜ばれていて地域の国際化に非常に役立っているということなんですけれども、市長は得意かもしれませんが、15万人の市民が本当に望んでいるのか。さっきも言いましたように学校施設が本当に今どうしようもない状態になってて放置されていると、そういう中であって、こういった事業だけはそのまま20%カットもされていない、こういったことでいいのかということがあるんだと思います。市長はそれがいいというふうにおっしゃってますから、ここは批判だけをして先に行きたいと思いたいますが。

次、県からの権限委譲の問題です。市長から積極的に検討しなければならないという答弁がありましたので、ぜひお願いをしたいというふうに考えております。これまでこの権限委譲について米子市の側から、県の側からじゃなくて米子市の側からこれを権限委譲でくれと言った事例がありますか。

○（吉岡議長） 亀井総務部長。

○（亀井総務部長） これまでの経緯からすると、ほとんどが県からの働きかけによるものというふうには認識しております。

○（吉岡議長） 森議員。

○（森議員） やっぱりここだと思うんですね。基本的に県が米子市にくれるというのは、県が要らないから、やりたくないから市にやらんかやみたいなことだと思うんですよ。そうじゃなくて米子市はこれが欲しいんだ、これは米子市でやるんだという米子市側からの積極的な姿勢が私は必要だと思うんですね。過去にもありましたように、県道の犬の死がい市で処理をするなんていう、これも権限委譲の1つだったんですよ、69項目の1つ。県はやりたくないから県道の犬の死がいは市でやってくれと、こ

ういったこれも一つの権限委譲だったんですね。こういうことではなくて、本当に市の方でやりたいものを、やらなくちゃならないものを市の方から市長がやっぱり要求していくこと、そういった姿勢が要ると思うんですが、市長にちょっとこの姿勢を伺います。

○（吉岡議長） 野坂市長。

○（野坂市長） どのような事務事業というのがあるのかどうか調査、研究してみたいと思います。

○（吉岡議長） 森議員。

○（森議員） ぜひそういった姿勢を示していただきたいと思うんですが、研究するという、要するにそういった姿勢があるかどうかを市長にちょっと伺います。

○（吉岡議長） 野坂市長。

○（野坂市長） もちろん権限委譲を受けた方がいいものがあれば、それは考慮に入れなきゃいけないわけでごさいますて、そういうものがあるのかどうか、どういうものがあるのか調査、研究してみたいと思います。

○（吉岡議長） 森議員。

○（森議員） 自治法の改正で、これまでは県の事務が列挙されてました。県の事務が列挙されていて、それ以外の事務が市町村の事務だということになっていたと思うんですが、これが今の自治法では非常にあいまいになっています。話さえすればどっちがやってもいいんだということであろうと思います。ぜひこの事務を市がやるんだ、やった方がいいんだというような形でのそういった積極的な取り組みをお願いをしておきたいと思えます。

次に、浄化槽の管理の問題ですが、市長の口からは推測は難しい、こういうことでした。浄化槽の管理が現在の状況では環境負荷が、管理が悪いために環境負荷に与えている影響はどれぐらいかということは推測が難しいという答弁でした。これは今の、私先ほども言いましたが、保守点検が行われているものが7割いてないんですね、設置しただけで投げてある。それからまた清掃が行われているものは4割しかない。ということは、全然浄化槽が機能してないんですよ、そのまま流れていってしまってる。これは看過することのできないことだと思うんですよ。当然県の仕事です。県が悪いんです。県がやらなくちゃいけない。県がやらなくちゃいけないけど、だけど点検をしたり、あるいはそういったことが県は直接わからんわけですよ。県の台帳から法定検査をしますよということで通知を出して、それがあて所ありませんって帰ってきちゃうと、もうその浄化槽はだれのものかわからない、ない状態。ところが新たに人が来ると、そこを使っちゃうんですね。新たに転居してきた人は、電気と水道の届け出をします。水道の届け出をすると、公共下水道のどこだったら今公共下水道にここに人が来たよという通知が行きますね。ところが県には行かないんですよ。

そこには合併浄化槽があったり単独浄化槽があったりするんです。その情報がやっぱりとりやすいのは市なんですね。点検もしてください、それから清掃もやってください、直接言えるのは市なんですよ。下水道、それから集落排水事業もやっている、そういった中には当然それがやりやすい。それからまたきのうの八幡議員の質問の中にもありました。私たち会派未来は、市町村設置型の合併処理浄化槽を推進をしています。今単独浄化槽が1万1,000基あります。1万1,000基の単独浄化槽を合併処理浄化槽にかえていく、こういったことにもその情報が大きく役立つんです。ぜひこのことをやる必要があると考えますが、もう1回市長に伺います。

○（吉岡議長） 野坂市長。

○（野坂市長） いろんな課題、問題があるわけでございまして、まずその辺の整理を県に要請をいたしまして、その問題整理の状況等を見きわめた上で権限の委譲について検討していきたいと思えます。

○（吉岡議長） 森議員。

○（森議員） ありがとうございます。私も県にその台帳整理についての働きかけをしていきたいと考えておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、3点目の介護保険給付費の適正化の問題であります。この問題については、先ほどお話がありました、6月の15日にコムスンには県と一緒に監査に入ったということ。これが問題があった、やっぱり米子市の施設も問題があったということです。職員のいない期間があったということですから、この期間に請求していたものは不正請求ということになると思うんですが、その部分はこういった処理が現在なされているんでしょうか、わかれば教えてください。

○（吉岡議長） 安田福祉保健部長。

○（安田福祉保健部長） ただいまの御質問ですけれども、米子市の事業所におきましては行政指導ということで文書で行政指導をしております、中身の不正請求に該当するのかどうかということについては今後の県の回答を待ちたいと思えます。

○（吉岡議長） 森議員。

○（森議員） これ6月に監査をして、これのまだその結果というのは公表されていないんでしょうか。また文書もそうやって指示、指導もされていないんでしょうか伺います。

○（吉岡議長） 安田福祉保健部長。

○（安田福祉保健部長） 申しわけございません。その辺のことにつきましては正確に報告を受けておりません。

○（吉岡議長） 森議員。

○（森議員） それじゃあコムスンのことについては県あるいは国、そういったところで手が入ったということで、これが適正化されていくという

ことだと思えます。それからまたそれがハピネライフケアという会社に移譲をされていって、その介護を受けておられる方については手当てがされるということで非常によかったと思えます。そこで去年の9月にも質問したんですけれども、この不正請求の問題です。6月の15日から22日まで5カ所を人員配置とかあるいは資格とかを監査したということだったんですが、その結果はいかがだったでしょうか。

○（吉岡議長） 安田福祉保健部長。

○（安田福祉保健部長） 結果につきましては、先ほど市長がお答えいたしましたけれども基準どおりの職員の配置が確認できなかった期間が認められましたので、文書による行政指導が行われたというふうに聞いております。

○（吉岡議長） 森議員。

○（森議員） 結局そういった期間があったということで、私はその部分は請求に値しないということで錯誤の処理がされていくもんだと理解しておりますが、ちょっとそのことについても後で、その理解でいいかということは後で答えてください。結局、文法上、レセプトを出して請求するわけですけれども、文法上は正しくて、そのまま市は保険者として払わなければならないと、こういうことですよ。ですけれども実際にそこに入ってみると、その裏では違うものが請求される。実際にサービスはあったかもしれないけど、資格とか人員とか実際に配置しなきゃいけないものができていない、こういったものがあるんだということが5カ所でもはっきりしたわけですね。そうするとほかにもこういったものが市内にあるのではないかと考えられますが、そういったことはどういうふうに考えてらっしゃいますか。

○（吉岡議長） 安田福祉保健部長。

○（安田福祉保健部長） 市に指定権限がございますグループホームあるいは小規模多機能といった地域密着型のサービスにつきましては、当然市がこれから指導に、計画的には約半数、来年度中に入る予定にしておりますし、県の指定権限のあります介護保険サービス事業所につきましては、県と一緒に同行してまいりたいと考えております。

○（吉岡議長） 森議員。

○（森議員） そこで先ほども権限委譲の話をしたんですけれども、県と一緒に行かなくちゃいけないところですよ。もしかしたら、それが権限委譲を受けて市ができるかもしれない。このことはぜひその権限委譲とあわせて検討いただきたいと思えます。それとあと、この問題は監査ということですから、今までできてなかったんですよ。今までの人員体制ではできてなかった。新たにこういった監査を外に出ていってやらなくちゃいけないという現実が生まれてきたわけです。なおかつ米子市の場合は、他の自治体に比べて非常に介護保険料が高いんです。その裏にはこう

いった不正請求があるということになると、不正請求によって保険料が上がってるんじゃないかということにつながっていくと思うんです。市が信頼を受けるためにもこういった監査を十分にやっていく必要があると思ってるんですが、そのためにも体制の充実が必要だと思うんですがいかがですか。

○（吉岡議長） 安田福祉保健部長。

○（安田福祉保健部長） 現在のところ、平成20年度から県の方と一緒にしまして給付費の適正化に取り組むことにしております。その辺の内容を十分に見きわめまして対応はしてまいりたいと思っておりますけども、事務量の増加に伴いまして人員の配置とかそういった問題がございますので、十分にその辺配慮して対応したいと思っております。

○（吉岡議長） 森議員。

○（森議員） 事務量の関係だということをおっしゃるんですが、副市長、ちょっとその人員の問題と、それからこういった新たな問題に対処するときのその人員体制の考え方ですね、どういうふうなこれは処理がされるんでしょうか。ちょっと副市長の方からお願いしたいんですが。

○（吉岡議長） 角副市長。

○（角副市長） 権限委譲の考え方につきましては市長も述べましたけども、やはり市だ県だという考えではなくして、あくまでも利用者側といえますか、市民本位でのあり方というのをまず考えるべきだと思っております。その中での問題点なわけでありまして、過去、現在まで権限委譲を受けてまいりました。やはり受ける側といたしましては、財源と人的な資源、その辺が問題になるわけでありまして、現員体制で創意工夫をしながら権限委譲事務をやっておりまして、これは事務処理のあり方なりその辺を工夫してかかる必要があると思っておりますけども、ただ実態的に権限委譲を受けますと財源的な交付金をいただくということになるわけでありまして、その辺が現在の権限委譲交付金は約年間600万交付を受けておるはずですが、これも当初は10分の10という考えでございましたけども、予算の範囲内ということで年々削減されておるということにつきましては、我々といたしましては遺憾に思っておるところでありまして、これも県の方に要望をしていく必要があるというふうに考えております。

○（吉岡議長） 森議員。

○（森議員） それでは最後に、給付費の適正化に介護保険の給付費の通知書、こういったことが大きく関与すると思うんですが、そのことを答弁していただきながら、私の質問を終わります。

○（吉岡議長） 安田福祉保健部長。

○（安田福祉保健部長） 介護給付費の通知を出せということでございませぬ。この件につきましては国の方からもいろいろ通知が来ておりますが、私の今までの経験でいきますと、通知書の内容の記載を高齢者の方に理解

をしていただくのがなかなか難しいと思います。すべての高齢者というわけではございませんが、なかなかうちの方が出した通知の文章を御理解がいただけないと思います。といいますのが一部の方からは、私の経験からいきますと、こういう通知を出すのは介護保険を使わないようにしないかとか、うちの方の意図を酌んでいただけない、あるいはその給付通知書の内容がなかなか御理解いただけない、それとあとは発送しますのにかなりの事務量が生じてまいります。かつ国保連合会に事務委託費とか財源的な問題も生じます。こういったものをいろいろ考えてみますと、現在のところは難しいのかなというふうには考えておりますけども、いずれにしましてもコムスの問題が生じております。こういった不正な利用がないようにするために、例えばですけども連合会の方からうちの方に回ってまいります請求の内容の一覧を見まして、不正なサービスを提供しておる事業所がないのか、その辺の分析ができないか、もしできるとすればそれに沿ったデータで通知をすることによって通知書の件数も削減ということもできますので、内容の記載方法も含めてその辺のことは今後の課題とさせていただきます。